

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、蛙子池土地改良区が単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸山地区を行うことについて令和5年12月13日認可した。

令和5年12月22日

香川県知事 池 田 豊 人